滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)中間評価検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を 十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会の推進を目指し て策定した「滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)」(平成27年4月策定)につ いて中間評価を実施するにあたり、様々な分野の方々から意見を求めるため、滋賀 県多文化共生推進プラン(改定版)中間評価検討会(以下「検討会」という。)を設 置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事項を所掌する。
 - (1) 滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)の評価に関する意見・助言。
 - (2) その他プランの評価にあたり必要と認められる事項に関すること。

(構 成)

- 第3条 検討会は、学識経験を有する者、多文化共生関係者、国際交流関係者、その他必要と認められる者6人以内の委員で構成する。
 - 2 検討会に座長を置く。
 - 3 座長は、委員の互選によって定める。
 - 4 座長は、検討会の議長として会務を総括する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から中間評価作成の日までとする。

(会 議)

- 第5条 検討会は、滋賀県商工観光労働部観光交流局長が招集する。
 - 2 検討会は公開とする。ただし、観光交流局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
 - 3 観光交流局長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運 営)

第6条 検討会の運営に必要な事務は、滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室において 処理する。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、観光交流局長 が定める。
- 付 則 この要綱は、平成29年12月19日から施行する。